

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第11号

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

第1条 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を
定める条例（平成25年函館市条例第16号）の一部を次のように改
正する。

第2条第2項第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定
する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」
を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第
6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次
に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を
営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努
めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の
尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「
第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同
条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条
第9項とし、同条第7項中「利用者」の後ろに「および当該利用者ま
たは障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第

2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。) または指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議(」の後ろに「利用者および当該」を、「開催し」の後ろに「, 当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号および第4項ならびに第52条第1項第2号および第4項中「または作業療法士」を「, 作業療法士または言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条および第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項各号列記以外の部分中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで，第38条」に，「同条第8項」を「同条第9項」に改め，「第37条ただし書および」を削る。

第88条第1項各号列記以外の部分中「，指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第2条第1項各号列記以外の部分中「または作業療法士」を「，作業療法士または言語聴覚士」に改める。

第2条 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」を
「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」に改
第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）」
める。

第3条第1項中「から」の後ろに「第5章までおよび第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は，利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう，施行規則第6条の7の2に規定する者につき，短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に関する適性，知識および能力の評価ならびに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い，またはこれに併せて，当該評価および当該整理の結果に基づき，施行規則第6条の7の4

に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならぬ。

(規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、または当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験

および実績を有する事業者でなければならない。

(評価および整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識および能力の評価ならびに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価および整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価および整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成または指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者および市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者および指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収

集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条および第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「および第53条」を「、第53条および第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の後ろに「、第68条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。